

～自立に向けて取り組む方の資格取得を支援します～ 熊本市ひとり親家庭 入学準備金貸付 のご案内

1 事業の目的

養成機関で就職に有利な資格の取得を目指すひとり親に対し、入学準備資金を貸付けることにより、自立促進を図ることが目的です。

2 貸付対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です

- ・熊本市に住所を有するひとり親家庭の親
- ・原則、児童扶養手当の支給を受けており、熊本市が実施する母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方
- ・養成機関に入学された方

※①専門実践教育訓練給付金・自立支援教育訓練給付金を受給する方は対象外です

※②熊本県社会福祉協議会の介護福祉士・保育士修学資金貸付との重複申請はできません

すでに入学準備資金の貸付を受けて准看護師養成機関を卒業された方が、引続き看護師の資格を取得するために養成機関に入学する場合、新たに入学準備資金貸付を受けることはできません。

3 申請方法

次の書類を熊本市社会福祉協議会に提出してください。

※申込みの際は印鑑をご持参ください

- ① 訓練促進資金貸付申請書（様式第1号、両面印刷）
- ② 訓練促進資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第2号）
- ③ 訓練促進給付金の支給決定通知書（写し）
- ④ 在学（在籍）証明書
- ⑤ 世帯全員の記載のある住民票（個人番号の記載がないもの）
- ⑥ 連帯保証人の所得課税証明書

4 貸付額と利子

（1）貸付額について

入学準備金 **50万円以内**（訓練促進給付金の支給決定後に申請できます）

※貸付金額は千円単位とし、千円未満は切り捨てです

（2）利子について

- ①連帯保証人を立てる場合 …… **無利子**
- ②連帯保証人を立てない場合 …… **猶予期間を過ぎた場合 年1%**
…………… **償還期限を過ぎた場合 年3%**

※連帯保証人は、次の要件を満たすことが必要です。

- ①就労しており返還資力（市町村民税の所得割が課税程度）を有する成人の方
- ②原則として県内に住所を有する方
- ③申請者が未成年である場合は法定代理人（親権者等）

5 貸付の決定

提出いただいた書類を審査し、審査結果について通知します。貸付が決定された方は、**借用書及び銀行口座振込依頼書、印鑑登録証明書**を提出いただきます。

6 貸付金の交付

貸付金の交付は、指定口座に一括で振り込みます。

7 申請受付期間

令和7年4月10日（木）から令和8年2月27日（金）まで

8 返還債務の免除

次の場合は、**貸付金の返還が全額免除**されます。

- （1）養成機関を卒業後、資格を取得した日から1年以内に就職し、原則として熊本市内において、取得した資格が必要な業務（以下「返還免除対象業務」）に通算**5年間従事**したとき

※災害、疾病、負傷などのやむを得ない理由で1年以内に就業できなかった場合は、申請により償還までの「猶予期間」を延長できます

※1週間あたりの平均勤務時間が20時間以上であることが条件です

- （2）5年間の就業期間中に、業務上の理由により死亡、又は業務に起因する心身の故障により業務を継続することができなくなったとき

養成機関卒業後、返還免除対象業務に従事しなかった場合や、特別な理由がなく通算5年間返還免除対象業務に従事しなかった場合など、目的達成の見込みがなくなったときは、貸付金を返還する必要があります。

○申込み・問合せ先○

熊本市社会福祉協議会 総合相談センター 総合相談・貸付班
〒860-0004 熊本市中央区新町2丁目4番27号
電話：096-288-2742 FAX：096-359-1800

○母子家庭等高等職業訓練促進給付金に関する問合せ先○

母子父子相談室 電話：096-372-1228
熊本市各区役所 保健こども課